

国保で受けられる給付について

■療養の給付

保険証を提示すれば、年齢などに応じた一部負担分を支払うだけで、診療が受けられます。

対象被保険者		負担割合
小学校入学前まで		2割
小学校入学後から69歳まで		3割
70歳から74歳まで	一般	2割
	現役並み	3割(※1)

0歳児から中学3年生の義務教育終了までは、「子育て支援医療証」が交付され、左記負担割合(2割、3割)が無料となります。

70歳の誕生日を迎えられた翌月から75歳の誕生日の前日までの負担割合です。

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合及び後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者になった高齢者国保単身世帯の場合をいいます。ただし、その世帯の該当者の年収が520万円未満(1人の場合は383万円未満)の場合は、申請により一般の人と同様に2割負担となります。

■入院したときの食事代・居住費(療養病床)

入院中の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に次の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

所得区分		1食あたりの標準負担額
一般の方(下記以外の方)		460円
住民税非課税世帯 70歳以上の方で低所得者Ⅱ(※2)	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
70歳以上の方で低所得者Ⅰ(※3)		100円

※2 低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方

※3 低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で世帯の所得が一定基準以下の方

◎「一般の方」以外の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費・居住費(生活療養負担額)を自己負担し、残りは国保が負担します。

●食費分

所得区分	医療の必要性の低い方の1食あたりの食費	医療の必要性の高い方の1食あたりの食費	
		指定難病患者	
一般の方(下記以外の方)	460円	210円	260円
住民税非課税世帯 70歳以上の方で低所得者Ⅱ(※2)	90日までの入院	210円	210円
	90日を超える入院	160円	160円
70歳以上の方で低所得者Ⅰ(※3)	130円	100円	
老齢福祉年金受給者、境界層該当者	100円		

●居住費分

所得区分	医療の必要性の低い方の1日あたりの居住費	医療の必要性の高い方の1日あたりの居住費	
		指定難病患者	
一般の方(下記以外の方)	370円	370円	0円
住民税非課税世帯 70歳以上の方で低所得者Ⅱ(※2)			
70歳以上の方で低所得者Ⅰ(※3)			
老齢福祉年金受給者、境界層該当者	0円		

■いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん医療費の全額を自己負担し、申請して認められると払い戻されます。

- やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師が必要だと認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師の指示により緊急やむを得ず重病の人の入院や転院等の移送費用がかかったとき
- はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 海外渡航中に診療を受けたとき(診療目的の渡航は除く)

■医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。70歳未満の方や70歳以上74歳までの方で低所得Ⅰ・Ⅱの方はあらかじめ限度額適用認定証の交付を申請ください。外来・入院ともに限度額までのお支払いで済みます。

【70歳未満の方の自己負担限度額（月額）】

所得区分[所得要件(※4)]	自己負担限度額	多数該当(※5)
区分：ア [901万円超え]	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分：イ [600万円超～901万円以下]	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分：ウ [210万円超～600万円以下]	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分：エ [210万円以下]	57,600円	44,400円
区分：オ [住民税非課税世帯]	35,400円	24,600円

※4 所得要件の金額は、基礎控除後の総所得金額(旧ただし書所得)です。所得の申告がない場合は、「区分：ア」にみなされます。

※5 過去12ヵ月間に、同一世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用される限度額です

【70歳以上74歳までの方の自己負担限度額（月額）】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯ごと）
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	[多数該当：140,100円(※5)]
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	[多数該当：93,000円(※5)]
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	[多数該当：44,400円(※5)]
一般	18,000円 [年間上限144,000円(※6)]	57,600円 [多数該当：44,400円(※5)]
低所得者Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※3)		15,000円

※6 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

■高額療養・高額介護合算制度について

世帯内で国保・介護の両保険から給付を受け、自己負担が高額になったときは、国保・介護を通じた自己負担限度額（毎年8月から翌年7月までの年額）が適用されます。支給の対象となる被保険者の方には通知します。

■こんなときには支給があります（詳細はお問合わせください。）

- 出産育児一時金…（被保険者が出産したときに支払われます。原則、国保から医療機関へ直接支払われます。）
- 葬祭費…（被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。）

■特定の病気で長期間の治療が必要なとき

特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全など）の方は、「特定疾病療養受領証」を医療機関の窓口で提示すれば、毎月の自己負担額は10,000円（人口透析が必要な70歳未満の上位所得者は20,000円）になります。

■交通事故にあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。その際には必ず庄内町国保係（電話0234-42-0152）へ連絡し、「第三者行為による傷病届」を必ず提出して国保使用の承諾を得てください。

申請手続きなどのお問合わせは・・・

庄内町役場税務町民課国保係 電話(0234) 42-0152 ・ 42-0177